

30 盛建住第 144 号

平成 30 年 11 月 21 日

盛岡市議会議員 庄子 春治 様

盛岡市建設部長 南幅 純一

市営住宅の住替えに関する取扱いの改善について（回答）

2018 年 11 月 9 日付で頂いた要望について、次のとおり回答します。

記

1. 市営住宅入居者の住替えに関しては、「特定入居による住替えが認められていない者で、入居後に身体障害等による特別な事情が生じた方」は一般入居者と同様に入居申し込みができる（公募へ応募できる）ものとして、平成 7 年から市の取扱いとして行っておりましたが、その後、平成 9 年の盛岡市市営住宅条例の全面改正により、第 5 条（公募の例外、いわゆる特定入居）に第 7 号の規定が追加されたところです。
平成 9 年の条例改正後においても、民間住宅等から市営住宅への入居を希望される高齢者・身障者の応募との公平性を考慮し、住替え希望の方も公募への応募とする平成 7 年の取扱いを継続することとし、課の取扱いとして、第 5 条第 7 号の特定入居の対象を車いす常用者としてきたところです。
2. 落選により多数回の応募を余儀なくされている方があることには非常に苦慮しており、ご不便をおかけしていたことについて心苦しく思っております。このことから、新聞報道や市議会での一般質問等を踏まえ、市営住宅入居者の住替えの取扱いを変更することを前提として、平成 29 年度より関連する課題について検討していたところです。
3. 階段室型住宅にお住まいで階段昇降に支障のある方は、条例第 5 条第 7 号の対象者として取扱要領を早急に定め、公募によらず低層階へ住替えしていただくこととします。

担当

建築住宅課長 高橋 慎一

(651-4110 内線 3820)